

WebNACCS外為法関連業務 利用に向けた手続き

令和7年10月

貿易経済安全保障局 貿易管理部

電子化・効率化推進室

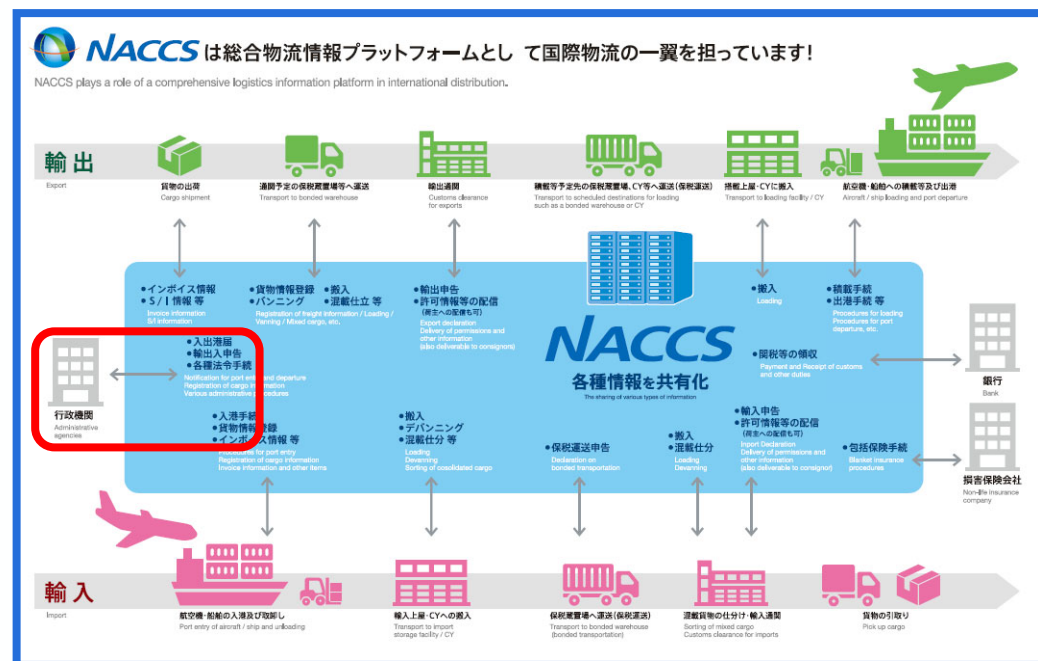
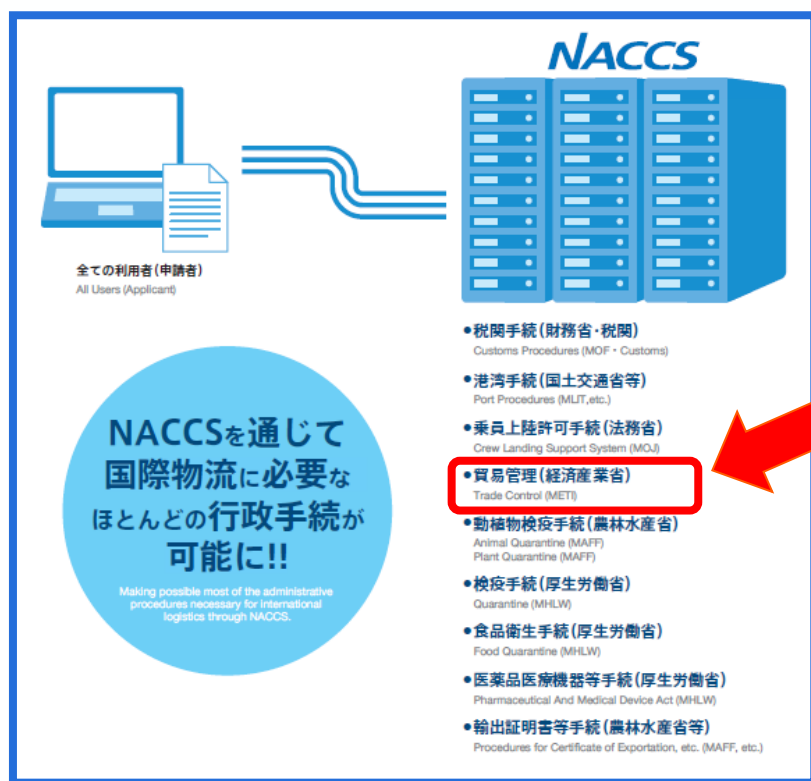
目 次

1. NACCS外為法関連業務の概要
2. 電子申請の利用開始までの手続き
3. 利用者IDについて
4. 代理申請について
5. Q&A

1 - ① NACCSシステム概要

NACCSシステムは、官民の輸出入に関する諸手続を一気通貫して行う、我が国の基幹システムです。

経産省への外為法に基づく輸入承認などの申請は、**NACCS外為法関連業務**を用います。



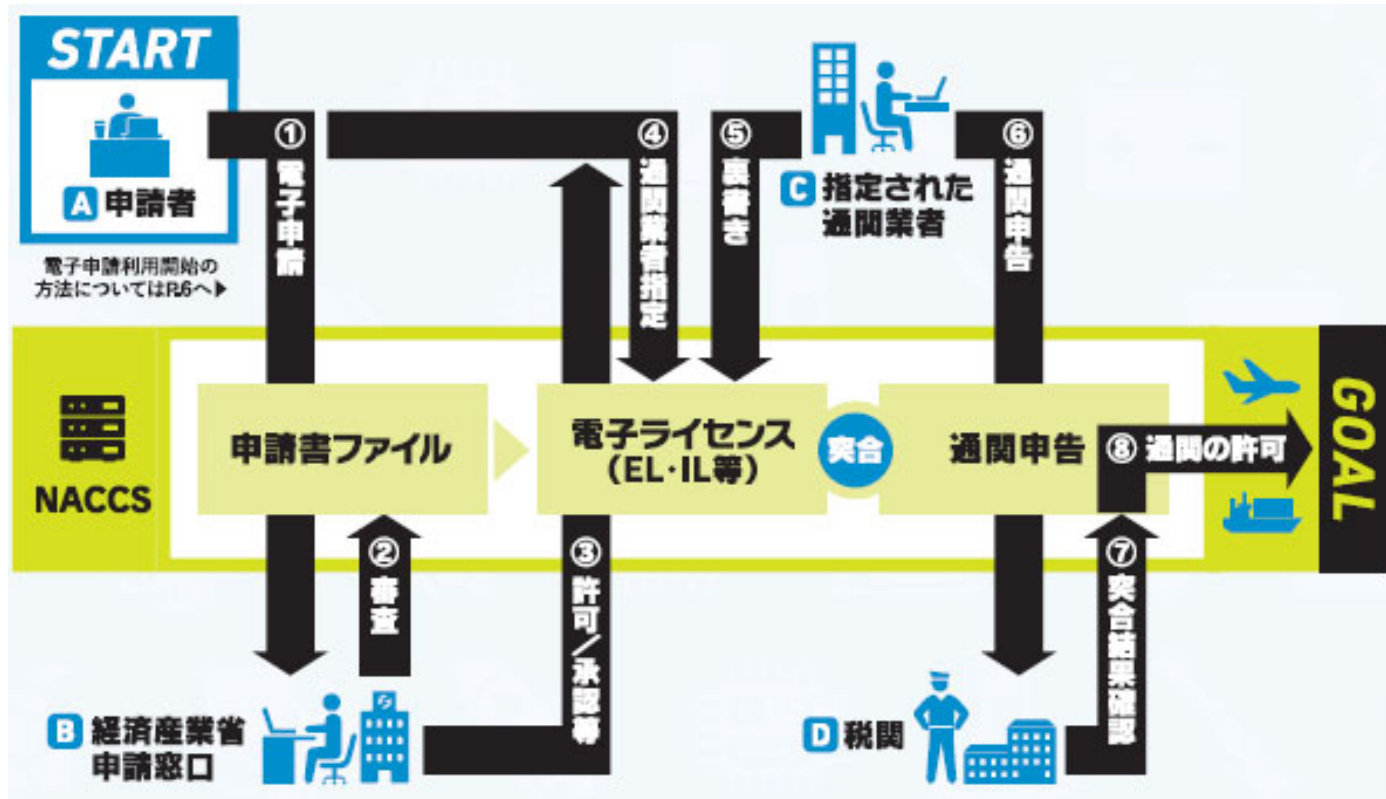
NACCS外為法関連業務は、外為法に基づいて、経済産業省へ輸出許可、輸出承認、輸入割当、輸入承認、事前確認などの**電子申請**を行うシステムです。

経済産業省への**外為法関連の電子申請は無料で利用可能**。
電子ライセンスの交付後の裏書業務も無料。
税関への申告業務は有料（主に通関業者が行う業務）。

イメージはNACCSセンター掲示板より抜粋

1－② 電子申請から通関までの流れ

経済産業省への申請から、税関への通関申告まで一気通貫の電子化を実現できます！



経済産業省へのライセンス申請業務

無料

電子ライセンスを用いた輸出入申告業務

有料

1 – ③ 電子申請のメリット（無料！簡単！便利！）

電子申請は無料に加えて、こんな**メリット**があります！

簡単！

経済産業省への外為法関連の申請、
交付された電子ライセンスを用いた
通関後の裏書確認まで、パソコン
画面からの操作で可能です。

ライセンス原本(電子)は、システム
内で保管されるため、紛失リスク
がなく、**申請者による保管義務
が低減**されます。

※紙ライセンスを紛失した場合、申請者名で
のライセンス失効公告が官報に掲載されま
す。

直近の申請書を流用できます！
**直近の申請書を流用することで入
力の手間が省けます。**

便利！

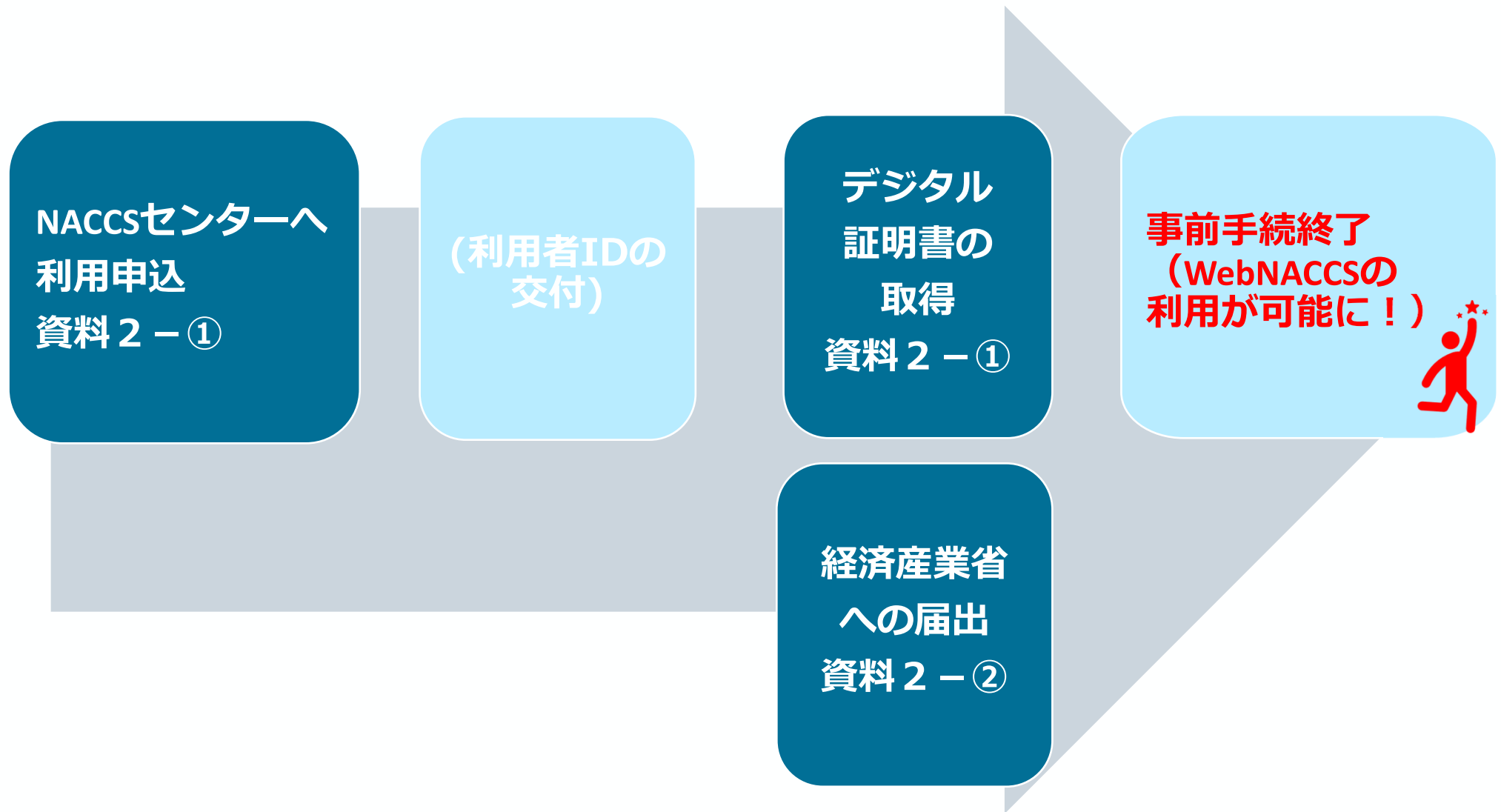
受付窓口の時間を気にせず、**24時
間、365日、申請が可能**です。

紙の移動がなくなるため、郵送に
かかる**費用と時間を削減**できます。
ライセンス**発行後、すぐに使用可
能**です

1つの承認証に対して複数の通関業
者への受け渡しが可能のため、**急
な港の変更や、異なる税関の同日
通関にも、影響を受けません。**

**通関実績や税関許可も、通関業者
からの報告を待たず、荷主自らが
パソコンから裏書をリアルタイム
で確認**できます。

2 利用申込の流れ（全体）



2 – ① NACCSセンターへの利用申込

まずは、NACCSセンターへの利用申込の手続きからスタートです。

NACCSセンターへ
利用申込

NACCSセンターのHP上で新規申込みを行います。

申込サイト：<https://bbs.naccscenter.com/nss/login.html>

マニュアル：https://bbs.naccscenter.com/nss/7ji-shinki/nyuuryokurei-b/1-3_shinki_bousubsys.pdf

(利用者IDの交付)

利用者IDは、Vから始まる8桁の文字・数字列です。NACCSにログインするときに必要になるので、大切に保管してください。

デジタル証明書の取得

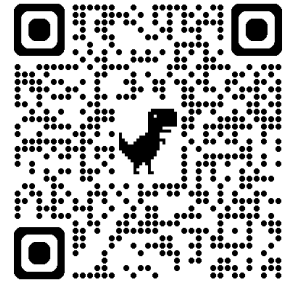
デジタル証明書の取得は、以下HPをご参照ください。

<https://bbs.naccscenter.com/use/ps/digitalid-tejun.html>

デジタル証明書の取得には、利用者IDに紐付く認証コード1～3が必要となります。認証コードの確認方法は[こちら](#)をご確認ください。

事前手続完了

最短で、利用申込日から起算して7営業日後がシステム利用開始日になります！



2－② 経済産業省への申請者届出（システムへの申請者情報の登録）

電子申請を行うためには、**NACCSセンターから取得した利用者IDについて、経済産業省へ申請者情報の届出が必要**です。

下記URLを参照に、必要書類を**電子化・効率化推進室へメールで提出**ください。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/shinsei.html

【必要書類】

届出事項が事実であることを証する書類

登記簿謄本等

（届出日から6月前以内に取得したもの又は当該書類に有効期間がある場合には、当該有効期間内のものに限る。）

【提出方法】

メール添付にて電子媒体で提出してください。（送付先は**bzl-gqfcbj@meti.go.jp**まで）

なお、メールの件名は【**申請者届出（登録）社名・担当者名**】としてください。



経済産業省
への
申請者届出

システム登録
内容の確認

※NACCSセンターから通知されたシステム利用開始日までに、経済産業省への申請者届出を行ってください。

NACCSセンターから通知された利用者IDに紐付く申請者情報（社名、所在地、代表者名、連絡先等）の証明となる申請書類（例：登記簿謄本）を、提出してください。

申請者届出の受領後、1～2日にてシステム登録を完了し、その旨を通知します。



★ ご注意

NACCSセンターへの利用申込及びデジタル証明書の取得が完了したとしても・・・

経済産業省への利用者IDの申請者届出が完了しないと、電子申請はできません！

3 – ① 外為法関連業務の利用者IDの構成について

V1から始まる8桁構成（上5桁が利用者コード、下3桁が識別番号の複合）

利用者コード (上5桁)	識別番号 (下3桁)
V 1 X X X	F 0 A

✓ 利用者コードは、V1で始まる5桁で、法人毎に取得します。

※通関申告業務を行う利用者ID（利用者コード）とは異なるコード体系です。

通関業者が、外為法に係る輸出入許可承認の代理申請を行う場合は、輸出入者としての利用者コードが必要になります。また、輸出入者が自社通関を行う場合は、通関申告業務を行う利用者ID（利用者コード）が必要です。

✓ 代表者からの申請のみであれば、枝番は一つ（F0A）でOK！！

※代表者が委任した各事業部長名での承認証の交付を希望する場合は、枝番は社長（F0A）に加えて、委任された各事業部長名（F0B, F0C, F0D…）が必要です。

※代表者名での承認証の交付を希望し、かつ各事業部門ごとに申請を管理したい場合には、部門毎に枝番を取得することも可能です。

✓ 識別番号3桁は、法人内での管理上、複数の申請をグループ別に整理して管理したいなどの場合に使用します。

✓ 枝番は、申請業務を行う担当者の数ではありません！！（次頁参照）

3 - ② 外為法関連業務の利用者IDの構成について

申込みが必要な識別番号の数は、ライセンス名義とお考えください。
申請業務を行う実務担当者の数ではありません！

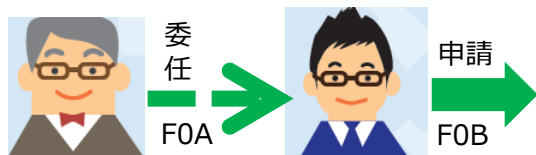
社長名で申請している場合



別表第一の二		特許法第 輸出貿易管理規則第 1 条第 1 項第 2 号 主務官庁 経 済 産 業 省
輸 出 承 認 申 請 書		
経済産業大臣又は 申請者	税関長宛	出 発 地 域 号
社 長 名		出 発 地 域 号
社名(略称) 又は署名	申請年月日	
住 所	電 話 番 号	
次の輸出の承認を輸出貿易管理令第 2 条第 1 項第 1 号の規定により申請します。		
出 発 の 明 細		
(1) 貨 主 名	住 所	
(2) 受 取 人	住 所	

代表者名のみで申請する場合は、識別番号はF0Aのみ取得ください。

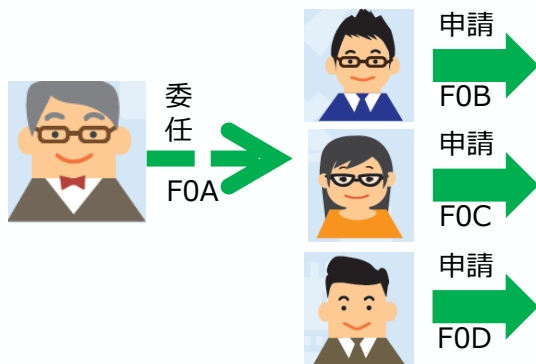
社長から委任を受けた専務名で申請している場合



別表第一の二		特許法第 輸出貿易管理規則第 1 条第 1 項第 2 号 主務官庁 経 済 産 業 省
輸 出 承 認 申 請 書		
経済産業大臣又は 申請者	税関長宛	出 発 地 域 号
専 務 名		出 発 地 域 号
社名(略称) 又は署名	申請年月日	
住 所	電 話 番 号	
次の輸出の承認を輸出貿易管理令第 2 条第 1 項第 1 号の規定により申請します。		
出 発 の 明 細		
(1) 貨 主 名	住 所	
(2) 受 取 人	住 所	

代表者が専務に申請を委任して、専務名で申請を行い、専務名でライセンスが交付される場合は、代表者名でのF0Aに加えて、委任される専務名のF0Bの取得が必要です。

社長から委任を受けた各事業部長名で申請している場合



別表第一の二		特許法第 輸出貿易管理規則第 1 条第 1 項第 2 号 主務官庁 経 済 産 業 省
輸 出 承 認 申 請 書		
経済産業大臣又は 申請者	税関長宛	出 発 地 域 号
事業部長名		出 発 地 域 号
社名(略称) 又は署名	申請年月日	
住 所	電 話 番 号	
次の輸出の承認を輸出貿易管理令第 2 条第 1 項第 1 号の規定により申請します。		
出 発 の 明 細		
(1) 貨 主 名	住 所	
(2) 受 取 人	住 所	

同じく、代表者が複数の事業部門長に申請を委任して、それぞれの事業部長名で申請を行い、事業部長名でライセンスが交付される場合も、代表者名でのF0Aに加えて、委任される事業部長の数だけ、F0B, F0C, F0Dと続く枝番の取得が必要です。

3 - ③ 外為法関連業務の利用者IDの構成について

事業部門毎に申請に関する情報を管理したい場合、
ライセンス名義は同じ代表者で、枝番を分けることも可能です！

同一社内で、4種類の申請手続きをすべて代表者名で申請し、
事業部毎に分けて管理したい場合



大阪本社のA事業部では
一般包括輸出許可を管理

社長名で申請

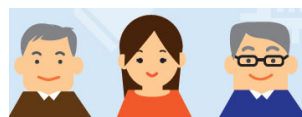
F0A



名古屋支社のB事業部では
輸出承認を管理

社長名で申請

F0B



東京支社のC事業部では
いかの輸入承認を管理

社長名で申請

F0C



北海道支社のD事業部では
かにかの事前確認を管理

社長名で申請

F0D

同一社内での申請が多岐に亘る等、事業部門毎に、申請手続きを管理したい場合は、F0A, F0B, F0C, ...といった識別番号(枝番)を取得して、事業部毎に管理して、申請はすべて代表者名で行うことも可能です。

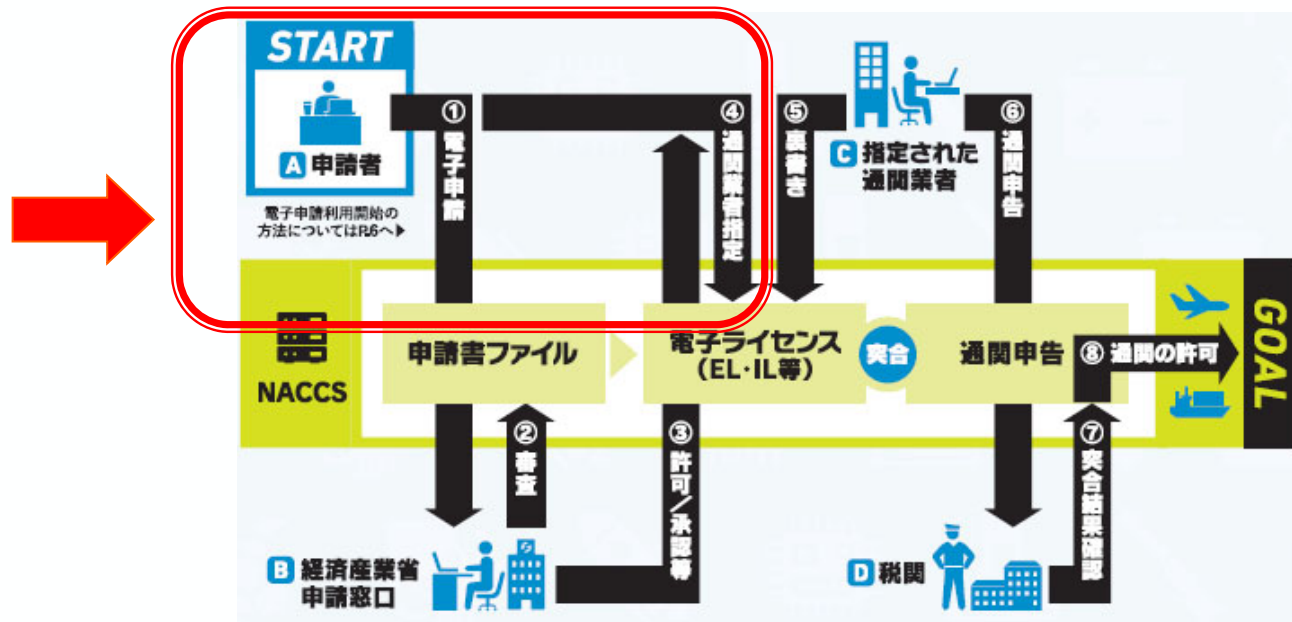
【注意】

識別番号(枝番)が申請時と異なるIDからは、原則、原承認証の訂正申請はできません。

C事業部からF0CのIDで申請して取得した原承認証に対し、D事業部のF0DのIDを使って有効期限の延長などの訂正申請を原則行うことはできません！

4－① 通関業者による代理申請のための手続きについて

荷主が行う業務（経済産業省への電子申請や通関業者指定）を、荷主から委任された通関業者・行政書士等が代理することも可能です！



代理申請を行うために必要な2つの手続き

- ① 委任する側（荷主）と、代理する側（通関業者等）の双方が、「V1」で始まるNACCS外為法関連業務の利用者IDを取得していること。
代理者が通関業者の場合は、通関業務を行うIDに加えて、外為法申請業務を行う荷主用のNACCS IDが必要
- ② 委任する側（荷主）が代理する側（通関業者等）への委任状を作成して、経済産業省へ届け出て、経済産業省にて発行した「委任パスワード」を取得していること。
委任パスワードの発行手続きは次頁参照。

4－② 通関業者による代理申請のための手続きについて

代理申請を行うためには、経済産業省へ**委任用パスワードの発行依頼が必要**です。
下記URLから委任用パスワード発行依頼書等の必要書類を入手し、**電子化・効率化推進室へメールで提出**ください。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/inin.html



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

ホーム | 経済産業省について | お知らせ | 政策について | 統計

政策について > 政策一覧 > 対外経済 > 貿易管理 > 電子申請（NACCS外為法関連業務） > 委任用パスワード

委任用パスワードの発行依頼手続きについて

制度 | 輸出 | 輸入 | 対象貨物一覧 | 関税割当 | 電子申請 | 貿易救済措置 | 原産地証明 | FAQ | その他

特定手続等の運用通達で規定する「代理者による電子申請」を行うには、下記お知らせに基づき申請者本人が委任用パスワードの発行依頼手続を事前に行う必要があります。

➤ 電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について（お知らせ）（PDF形式：199KB）

委任用パスワード発行依頼手続

委任用パスワード発行のための 提出書類

- 委任用パスワード発行依頼書
- 委任情報の内容が事実であることを証する委任状

※いずれも、WEBから所定様式をダウンロードできます。
委任用パスワードの有効期限は、最長1年です。1年毎の更新手続きが必要です。

【提出方法】

メール添付にて電子媒体で提出ください。
（送付先は**bzl-qqfcbj@meti.go.jp**まで）

書類に不備が無ければ、書類到着からシステム登録まで1～2日程度で完了します。

5 Q & A

	Q	A	備考
1	NACCSは経済産業省のシステムか？	いえ、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（通称NACCS(ナックス)センター）が運営するシステムです。通関まわりの様々な官民手続のプラットフォームで、経産省も外為法関連手続で利用するNACCSユーザーです	
2	通関業者からNACCSは有料だと聞いた	いえ、NACCSには有料の業務もありますが、外為法関連業務（“J”で始まる NACCS業務コード）は無料です。ただし、NACCSセンターへの利用申し込みの際には、料金プランBを選んで下さい。料金プランAを選択すると利用の有無にかかわらず基本料金5千円／月（税抜）がかかります	NACCSは無料業務のみ利用を想定する場合でも請求先の登録が必要で、NACCSセンターのNSS(ナックス・サポート・システム)で利用申し込みを行う際、支払い方法を「口座振替を希望する」か「銀行振込を希望する」のどちらか選択が必要です。前者を選択すると「預金口座振替依頼書」に関するやり取りが発生しますのでご注意ください
3	申請業務を行う担当者が5人いるので、IDは5つほしい	IDの数＝担当者の数ではありません。経産省への申請(*1)名義人(*2)の数です。例えば、すべて〇〇社長名で申請する場合はIDは一つだけでいいですが、同じ社長名で申請する場合でも東京本店と大阪支店で使い分けたい場合や事業部門毎に使い分けたい場合は複数のID(枝番)を取得します	(*1)経済産業省への輸出許可、役務取引許可、輸出承認、輸入割当承認、輸入承認、輸入事前確認等の申請 (*2)申請者は代表権者または代表権者から委任された者のどちらか
4	NACCSセンターに利用申し込みを行い、「1A***」のIDを取得した	それはNACCS外為法関連業務を利用するためのIDではありません。経産省に電子申請するために必要なIDは「V1***」で始まるIDです。お手数ですが、IDの取り直しとなりますのでNACCSセンターにご相談ください	NACCSセンターのNSS(ナックス・サポート・システム)で利用申し込みを行う際、業種を聞かれる画面があります。そこで「輸出入者(外為法関連業務利用)」に☑してください。そうすれば「V1***」のIDが発行されます
5	通関業者は普段からNACCSを使っているので、新たにIDを取る必要はないか？	いえ、外為法の電子ライセンスを使用する税関申告、電子ライセンスの参照、電子ライセンスの裏落としは通関業務として普段のIDでできますが、荷主の委託を受けて経産省への電子申請を代理申請する場合は通関業務ではありませんので「V1***」で始まる外為法関連業務用のIDが必要です	＜NACCSの代理申請に必要な手続＞ ①「V1***」で始まるIDの取得 ②経産省への申請者届出 ③経産省への委任用パスワード発行依頼
6	NACCSセンターから通知された「システム利用開始日」から経産省への電子申請ができるようになるのか？	システム利用開始日までに、別途、経産省への申請者届出手続が完了していなければなりません。NACCSセンターからIDの払い出しがあったら、すぐに申請者届出の手続を行って下さい	＜申請者届出手続の所要日数＞書類に不備がない場合 通常期：1～2営業日 繁忙期：3～4営業日
7	経産省への申請者届出とは何か？	NACCSセンターから取得したIDでシステムにログインして経産省に申請を行うと誰の名前での申請になるかをシステムに事前に登録しておくものです。具体的には、会社名・代表者名（又は社内代表者から委任を受けた者）・役職名・会社住所 等をIDに紐付けて申請書に自動で表示されるようにする、経産省側の登録手続です。したがって、社長などの申請者が交替した場合や移転などは変更届が必要です（変更届をしないと古い社長の名前等が許可証や承認証に表示されます）	＜経産省への申請者届出の必要書類＞ ①申請者届出書（所定様式） ②届出理由書（所定様式） ③登記簿謄本等（届出日の6カ月前にないに取得したもの又は当該有効期間期間内のものに限る） ④代表権者から委任を受けた者（社内の）を申請者として登録する場合は、代表権者からの委任状
8	経済産業省へ申請者届出を失念して、NACCSセンターから通知のあったシステム利用開始日を過ぎてしまった。今からでも、経済産業省への届出は間に合うか？ NACCSセンターへの手続きが再度必要なのか？	NACCSセンターへの再手続きは不要です。利用開始日を過ぎていても、速やかに、経済産業省への申請者届出を行い、手続きが完了すれば、電子申請できます	
9	荷主から電子申請の代行を依頼されましたが、どのような事前手続が必要か？	電子申請を委任する側と代理申請をする側の双方がNACCSセンターから「V1***」のIDを取得していることが前提となります。その上で、委任者と代理者の委任関係をシステムで担保する「委任用パスワード」の発行を経産省から受けることが必要です	＜経産省への委任用パスワード発行依頼の必要書類＞ ①委任用パスワード発行依頼書（所定様式） ②委任状（所定様式） ※本手続は委任者の名前で行う必要があります

○ 本資料に関するお問合せ先

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部
電子化・効率化推進室

bzl-qqfcbj@meti.go.jp

※ご質問は、随時、メールにて承ります。